

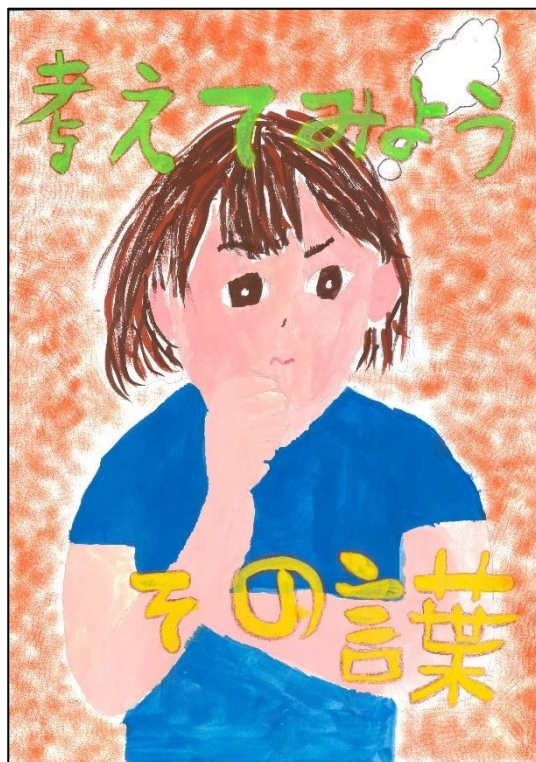
一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2025（令和7）年度

津市人権施策事務事業

進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1	2025（令和7）年度の人権に関する施策の取組状況について	1
2	総合的な評価・提言	6
3	施策別の評価・提言	7
○	用語解説	20
○	津市人権施策審議会委員名簿	23

1 2025（令和7）年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて津市人権施策基本方針に基づき、2025（令和7）年度に実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

市内各地域で人権や男女共同参画に関する講演会や講座、学習会、研修などを開催するとともに、広報紙への人権啓発記事の掲載や人権教育広報紙を作成した。地域の人権に関わる団体と協働して講座や講演会、学習会、人権フェスティバル等を開催した。企業啓発や街頭啓発を行うとともに、人権ポスターや人権標語の入選作品を活用して作成した人権啓発用のポスター及びカレンダーを自治会掲示板や公共施設に掲出し、事業所や市民の人権意識の高揚を図った。また、市の全職員を対象とした動画視聴による研修や、さまざまな階層の職員を対象としたグループワークやワークショップを取り入れた研修を実施するとともに、三重県人権大学講座や県・団体等が開催する各種人権講座へ職員を派遣した。さらに、三重短期大学において、学生の人権意識の高揚を図るための講座を開設するとともに、教員が高校へ出向いて人権に係る講座を行う出前講座を実施した。

《人権教育の推進》

中学生意見交換では、各地域で人権について学んでいる中学生たちが、反差別の仲間として関係を深めるための交流を行った。幼稚園・保育所等における保育事業では、子どもの人権を守り、一人ひとりに寄り添った保育を行うため、人権文化クリエイター※1や幼児教育アドバイザー※2などが専門的な立場から職員の指導や支援を行った。人権学習推進事業では、さまざまな人権課題の解決や人権が大切にされるまちづくりに取り組んでいる方々を園や学校に講師として招き、その人の生き方から人権について学ぶ出会い学習を行った。人権教育推進に係る事業では、中学校区ごとに人権フォーラムを開催し、参加した子どもたちが人権について話し合いながら考えることを重視する学びを行った。人権学習会や人権教育講演会では、地域住民を対象に地域の人権課題やさまざまな人権課題について学ぶ機会を提供した。地域学習会事業では、子どもたちを対象に教育集会所において学習支援だけでなく、人権学習を通じて差別を許さない仲間づくりに取り組んだ。

《相談・支援体制の充実》

青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育士や子ども家庭支援員による育児相談、勤労者のメンタルヘルス相談、人権や男女共同参画に関する相談等において、関係機関と連携し、専門の相談員による相談や助言を行うとともに、ホームページや広報紙等において国や県の相談窓口に関する情報提供を行うなど、相談支援体制の充実を図った。また、母子父子寡婦家庭への就労支援や生活支援を行うなど、

生活の安定と自立の促進を支援した。児童虐待防止等ネットワーク会議においては、関係機関との情報共有や連携について理解を深めるとともに、津市児童虐待防止・対応ハンドブックを活用して要保護児童等への支援強化を図った。差別事象への対応については、法務局や県、警察等と連携して削除又は削除要請を行った。また、教職員向け研修資料及び子どもたちと共に考え合うための教材を作成した。救急・相談健康ダイヤル事業では、24時間365日、医師や看護師などの専門スタッフが、電話にて応急処置や子育て相談、健康相談に対応した。

《ユニバーサルデザイン※3（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

学校、公共施設、公園、道路等においてUDに配慮した整備を行った。特に、学校施設においては、5校でエレベーターや多目的トイレを整備した。都市公園整備事業では、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例及び津市都市公園条例の規定に基づいて、3件の適合証が交付された。津なぎさまち管理運営事業では、ターミナル内の時刻表及び運賃表をパネルからモニターに変更したことで視認性が増し、利用者の利便性が向上した。市ホームページを全面リニューアルして、新たに翻訳できる言語を追加し、アクセシビリティの向上を図った。意思疎通に支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣することで意思疎通の支援を行い、聴覚障がい者の社会参加や自立を推進した。また、視覚障がい者の日常生活に必要な情報保障として、広報津や議会だよりの点字版等を作成し配付した。UDの普及啓発に関しては、市民活動団体との協働で、市内の学校や公民館で出前講座を実施した。全ての住民にいち早く正確な防災情報が伝達できるよう、防災情報メールやファクス、緊急告知ラジオ等さまざまな情報手段の整備と周知を行うとともに、津波避難ビル等に設置している表示シールに外国語表記を取り入れたほか、外国人向けの防災研修会を実施した。広報紙を全面リニューアルし、UDに配慮したデザインやレイアウトに変更した。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や人権啓発などに取り組んでいる団体と連携してさまざまな人権課題をテーマとした講演会や講座、研修会、人権フェスティバル等を開催した。大学生サポーターの協力を得て、児童生徒を対象に日本語講座を開催した。子ども会育成者団体や青少年育成団体等の活動を支援した。人権擁護委員の活動を支援するとともに、人権啓発や人権相談に連携して取り組んだ。

(2) 分野別施策

《同和問題》

地域住民の交流や活動の拠点となる隣保館、児童館及び教育集会所において、相談事業や教養文化事業、地域交流事業、広報・啓発事業、学習会等、地域住民の生活課題に応じた各種事業を実施した。人権・同和問題の解決のために地域で活動している団体に対して補助金を交付して活動を支援するとともに、連携して人権講演会等を開催した。中学生意見交換では、各地域で人権について学んでいる中学生達が、それぞれの活動で学んだことや、思いや考えを出し合う交流会を実施し、反差別の仲間として関係を深めた。部落差別解消推進法^{※4}の周知・理解を図るため、同和問題をテーマとした市民人権講座や人権講演会を開催するとともに、啓発チラシを配布するなどした。

《子どもの人権》

親子のふれあいの充実や保護者同士の交流、子育て支援や相談の場として、子育て広場を定期的で開催したほか、親子が安心して遊べる場として各幼稚園において未就園児と保護者に園を開放した。地域子育て支援拠点事業では、乳幼児とその保護者同士が交流できる場を提供するとともに、父親の育児参画を促すイベントを拡充した。家庭児童相談事業では、子ども家庭支援員等が育児に関する悩みや虐待などの相談に応じ、助言や支援を行った。育児疲れや育児不安、保護者の入院などの理由で、一時的に子どもの養育が困難になった際に、児童養護施設等で子どもを預かることができる子育て支援ショートステイ利用事業を実施した。放課後児童クラブの利用児童数の増加に伴い、施設の新築整備や職員の確保に対する支援を行った。安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師による赤ちゃん訪問や健康相談等を行った。

《女性の人権》

学校現場におけるハラスメント防止や男女共同参画意識の高揚を図るため、教員を対象とした研修会や講座、ミーティングを実施した。女性相談支援事業では、女性相談支援員が、関係機関と連携しながら女性の身の回りの問題や困りごとの相談に対応した。三重短期大学や人事課において、ハラスメント防止のための窓口を設置するとともに、学生に対する啓発や職員に対するハラスメント研修を行った。市が設置する審議会等において、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、女性の登用率が向上するよう、全庁に働き掛けた。女性の人権、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス^{※5}等への理解を深めるため、情報紙の発行、フォーラムの開催、職員研修や企業啓発等を実施した。離婚やセクハラなど男女の問題に関する弁護士による法律相談やカウンセラーによる相談を実施した。また、子育てと仕事の両立を支援するため、休日保育事業や病児・病後児保育事業を実施したほか、安心して妊娠・出産・育児ができるよう赤ちゃん訪問や妊婦教室等を実施した。

《障がい者の人権》

総合的な学習の時間に、障がいのある方や障がい者施設のスタッフ等をゲストティーチャーに迎え講演を聞いたり、車椅子体験等を行ったりしたほか、全ての教職員を対象とした特別支援教育に係る資質向上のための研修を実施した。保育を必要とする障がいのある児童について、保育施設で受け入れるため、看護師を配置するなどの支援や配慮を行った。障害福祉サービス及び地域生活支援事業等により、障がいのある人が日常生活を送る上で必要となるサービスを提供するとともに、障がい者相談支援センター等と連携して障がい者やその家族からの相談対応や虐待防止等に取り組んだ。津シティマラソンでは、ジョギング・ウォーキング種目において、車椅子（競技用車椅子を除く）でも参加できるようにした。保健師や看護師等が健康面に問題を抱え支援が必要な家庭を訪問して相談や指導を行った。個別避難計画作成対象者への意向調査を実施し、自治会等に対してその情報を提供するとともに個別避難計画作成の支援を行った。障害者差別解消法^{※6}の周知や理解を図るため、職員研修の実施やホームページでの啓発を行った。

《高齢者の人権》

高齢者がいつまでも自分らしく生活できるよう介護予防教室を開催するとともに、地域ささえあい支援事業を立ち上げようとする地域の団体を支援した。高齢者の社会参画や生きがい・健康づくりのため、シルバー人材センターにおいて就業機会を提供するとともに、高齢者でも参加できるスポーツ教室や高齢者を対象とした公民館講座を開催した。配食サービス事業では、調理困難な高齢者等にバランスの摂れた食事を提供するだけでなく、利用者の安否確認を行うなど、在宅における健康で安心な生活を支援した。高齢者の能力に応じた自立生活が、住み慣れた住まいや地域で維持できるよう、市内10カ所の地域包括支援センターで相談や支援を行った。保健師等が地域や家庭を訪問し、健康教育や健康・栄養相談等を実施した。大型家具等のゴミ出しが困難な高齢者世帯に対して、ごみ出し支援を行ったほか、家庭ごみの戸別収集を行った。

《外国人の人権》

ポルトガル語、スペイン語、タガログ語^{※7}、ベトナム語通訳担当員の配置及び15言語の対応が可能なタブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスの活用により、外国人住民からの相談に対応した。外国人が安心して地域で生活ができるように多言語に対応したごみ収集カレンダー・母子健康手帳・防災情報メール・避難所案内表示等を整備した。外国語指導助手（ALT）と担任等が連携して、児童生徒に他国や自国の文化や伝統を理解し大切に作る心が持てるような国際理解教育を推進した。就学や高校・大学進学の際の支援として、外国につながる子どもや保護者を対象に説明会や体験会を開催した。市ホームページを全面リニューアルし、多言語に対応した翻訳やページ遷移せずに翻訳切替が行えるなどアクセシビリティの向上を図った。ハイトスピーチ解消法^{※8}の周知・啓発のため、街頭啓発や企業啓発、人権講演会等において啓発チラシを配布し、外国人の人権をテーマにした市民人権講座を開催した。

《さまざまな人権課題》

犯罪被害に遭われた方やその家族または遺族が、日常生活を取り戻し、安全で安心して暮らすことができるよう関係機関と連携して相談や支援を行った。市民の正しい認識と理解を深めるため、「ハンセン病^{※9}」や「インターネットと人権」等をテーマに市民人権講座を開催した。休日夜間の応急診療所では、季節性インフルエンザ等の流行に備え、年末年始の昼間の診療について医師を1名増員することで、市民が安心して利用できるよう診療体制の充実を図った。

《新たに位置付ける人権課題》

市役所や学校、三重短期大学においてハラスメントの相談窓口や調査委員会を設けるとともに、ハラスメントに対する理解や防止を図るため、学生に対する啓発や教職員に対する研修等を実施した。三重短期大学では、引き続きジェンダー^{※10}論等の講義を開講した。性的マイノリティ^{※11}の人権をテーマに市民人権講座を開催するとともに企業訪問において、職場における性的マイノリティの方への理解や配慮について啓発した。誰もが正確な防災情報を得られるよう、防災情報メールやファクス、緊急告知ラジオ等さまざまな情報手段の整備と周知を行った。津波避難ビル等の案内表示シーンを多言語版で表示するとともに、外国人向けの防災研修会を開催した。津市こども計画に基づき、子どもの居場所づくり団体の支援を通じて子どもの貧困対策に取り組んだ。庁内の自殺対策推進会議や関係団体による自殺対策ネットワーク会議を開催し、関係機関同士が連携して相談や啓発を行った。北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、啓発ポスターを掲出し啓発に努めた。教職員研修として、多様な性のあり方に関わる講座を開催した。

2 総合的な評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度 進んだ	あまり進まな かった	進まなかった
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和2年度	A	B	C	Ⓓ	E
令和3年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和4年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和5年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和6年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和7年度	A	B	Ⓒ	D	E

津市においては、平成18年9月に制定された「人権が尊重される津市をつくる条例」及び、平成20年7月に策定された「津市人権施策基本方針」に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、さまざまな人権施策が推進されてきた。

また、令和5年10月には「津市人権施策基本方針」が改訂され、「新たに位置付ける人権課題」が人権施策として追加された。これを踏まえて、津市人権施策審議会では、全ての人権施策について評価及び提言を行い、その結果を「津市人権施策事務事業進捗状況評価書」として取りまとめた。

令和7年度においても、それぞれの所属からさまざまな人権施策の取組に対する報告がなされた。その中でも、地域の団体や住民と共に長年に渡り継続して行われてきた地道な取り組み・施策が多く見られることは評価に値する。また、人権施策審議会からの評価や提言を基に、見直しや改善が図られた施策についても評価したい。とりわけ、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、高齢者の人権、外国人の人権に係る施策は、「B（進んだ）」と評価することができる。

一方で、女性の人権に係る一部の施策においては、取組みがまだまだ不十分であると認められるものがあることから、評価としては「D（あまり進まなかった）」とした。とりわけ、審議会等への女性の登用促進については、男女双方の視点や意見が意思決定の場に反映されるためにも、早急な対応や改善に努められたい。

各分野の評価を踏まえた総合評価は、「C（ある程度進んだ）」とした。今後は、各施策において明らかとなった課題や問題点を整理し、次年度の施策に反映させることで、さらなる人権施策の推進に努められたい。

近年、国や県においては、人権に関する法整備が着実に進展してきている。しかしながら、県内においても教育公務員による土地差別やインターネット上での差別的書き込みといった人権侵害が発生しており、差別の解消には至っていないのが現状である。

こうした状況を踏まえ、今後も市職員一人ひとりの人権意識のさらなる向上を図り、全庁が一体となって積極的かつ実効性のある人権施策の推進に取り組まれることを期待する。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権啓発の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権講演会及び市民人権講座の開催…参加者の満足度が高く、幅広い世代の参加を促す工夫も見られた。また、講師派遣委託料を増額して著名な講師を呼ぶことで参加者の増加は見られたが、より一層、市民の参加を促すため、開催内容や周知方法のさらなる工夫に努められたい。
- ・地域人権啓発事業…今年度も各地域で人権講演会やフェスティバルにおいて多様な取組が継続的に実施され、市民の人権意識向上に寄与した点は評価できる。また、講演会のプログラム構成の見直しや体験型の人権フェスティバルの実施等、新しい試みは評価できるが、若年層や一般市民への周知の浸透不足は課題である。周知の方法も回覧やチラシだけでは限界があるため、SNS^{※12}など多様な媒体を活用した情報発信の強化や、学校・地域団体との連携に努められたい。
- ・地域人権学習会…今年度も人権学習会や人権講座、人権ネットワーク等を計画的に実施し、部落差別をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、防災と人権など、多様な課題を扱う学習機会が提供された点は評価できる。中でも、ミニ人権講座や人権に配慮された避難所についての学習会のような試みは効果的な人権啓発として期待が持てるため、今後も継続されたい。また、働き方改革や地域の高齢化といった社会状況を踏まえ、開催時間やSNS等を活用した周知方法の工夫、学校・地域団体・企業との連携強化など、幅広い層が参加しやすい環境づくりに努められたい。
- ・職員人権研修事業…新規採用職員から管理職までを対象とした多層的な研修が体系的に実施され、参加者数・参加率ともに高水準を維持した点が評価できる。特に、新規採用職員研修や地域課題対応力育成研修、人権施策推進会議幹事会では、ワークショップやグループワークを取り入れ、職員が主体的に学ぶ機会が確保されていた。参加者の感想からも、無意識の偏見への気づきや、人権課題を自らの業務に結びつけて考える姿勢が育まれていることがうかがえる。また、全職員対象の動画視聴研修では視聴率88.5%、理解度99.1%と高い成果が示され、受講しやすい環境整備が進んでいる点も評価できる。
- ・児童虐待防止に関する啓発…11月の「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、広報津での周知、ポスター・チラシ設置、街頭啓発など多様な手法で市民啓発が行われた点が評価できる。市民が児童虐待問題に触れる機会を継続的に設けたことは、早期発見や相談につながる環境づくりにも寄与している。一方で、虐待は家庭内で潜在化しやすく行政だけでは限界があるため、学校、保育所、医療機関、民生委員・児童委員、地域住民などとの連携を一層強化し、子どもを取り巻く新たな課題にも対応されたい。
- ・企業啓発事業…今年度も市内事業所を訪問し啓発を実施した点が評価できる。特に、人権教育啓発推進センターの冊子を参考に、市独自の分かりやすい資料を作成し、今日的な人権課題を幅広く扱ったことは意義が大きい。一方で、中小企業では人員・予算・時間の制約から十分な研修機会を確保しにくい状況も見られる。今後は、訪問時に把握した課題やニーズを踏まえ、企業規模や業種に応じた啓発手法の提案や、短時間で使える研修教材・オンラインコンテンツの周知をさらに進められたい。

まとめ

地域で継続的に実施されている各種人権啓発事業は、関係者の不断の取組により着実に推進されており、その姿勢は評価できる。各事業が基本方針に立ち返り、課題や改善点を明確にしながら進められていることは、今後の一層の充実につながる。引き続き、参加者の確保と内容の充実の双方に重点を置き、効果的な事業展開を図られたい。

また、女性の人権に関する講座や学習会の開催、関係機関との連携強化、中小企業での人権・男女共同参画研修の推進など、地域全体で意識啓発を進める取組に期待する。

2 今後の取組についての提言

社会の変化や価値観の多様化により人権課題は複雑化し、インターネット上の誹謗中傷など新たな問題への対応も求められている。人権侵害を防ぐには、各分野で継続的かつ効果的な啓発を進めることが重要である。人権意識の向上には、一人ひとりが人権を身近な問題として捉え、行動につなげることが必要であり、地域の実情に応じた講演会や学習会の継続と、参加者が主体的に考えられる内容の充実が望まれる。

また、地域のつながりの希薄化や外国籍住民の増加など、津市における社会状況の変化を踏まえ、受け手の立場に立った情報発信や啓発手法の工夫が求められる。今後はこれまで以上に効果的な周知や参加しやすい事業を進め、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交換…各地域で自主的に活動している中学生の交流は、大変有意義なことであるが、各地域の関係者や教職員の役割を明確にするためにも、事務局である人権教育課は「何を学ばせたいのか」について再度、整理されたい。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…子どもの人権を守るためには、何よりも保育所等に携わる教職員の人権意識の向上が欠かせない。子どもたちと直接関わる職場である以上は、勤務形態が様々であっても全ての職員が等しく同じ研修を受けられるよう工夫されたい。
- ・地域力創造セミナーの開催…地域における社会教育の拠点である各公民館の役割は大きい。住民のニーズはもちろんであるが、地域社会の課題を解決するためにも小中学生から高齢者までが学びを創造できる講座等の工夫を重ねられたい。
- ・人権学習推進事業…子どもの事実から出発した人権学習が推進されることは基本であり、今後もその観点を大切にして事業に取り組まれたい。また、同和問題に関する出会い学習は70回開催されているが、それを機に子どもたちの学びや意識がどのように変化しているのか検証されたい。さらに、障がい者の人権に関わる学習は57回と多くのところで出会い学習がなされているにも関わらず、学校における障がいに関わる差別発言が多いことについて、どのように分析するのか。人権教育課は、今一度、出会い学習のあり方について各教員が熟考されるよう発信されたい。
- ・人権教育推進に係る事業…中学校区は、子どもたちの生活圏であり、保護者や地域の価値観や人権課題と出会うスタート地点でもあることを、担当学年だけではなく、全教職員が理解し、子どもたちの成長発達の全過程を見通した取組の一環として充実されたい。
- ・人権教育ステップ・アップ事業…様々な研修を実施されていることは評価するが、こういった研修に取り組む意欲に個人差があるように思われる。全ての教職員の人権意識向上を図るためにも、各学校における職員同士の学び合いが創造されるよう努められたい。
- ・人権学習会事業…地域における人権課題解決に向けた自主的な学習活動への支援は評価できる。今後も各地で次世代につなげる学びの場の広がりを期待する。
- ・人権教育講演会事業…地域社会には、様々な視点で活動しているサークルや人びとがいる。そういった市民の力も借りながら、地域社会の中にある人権課題について考え合える機会が得られるよう工夫を重ねられたい。
- ・青少年友の会活動支援事業…長年にわたり、人権が尊重される津市を担う次世代を育成する事業として継続されてきたことは評価できる。それぞれの学びや活動の場を経た人材が、各地域で人権推進のネットワークを構築していくことを期待する。
- ・地域学習会事業…子どもたちを取り巻く社会の状況にも変化が生じている。差別を許さない主体者として、今一度、子どもたちにどのような力を養ってほしいか、保護者や地域の声を確かめながら推進されたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…各中学校区の人権教育カリキュラムが形骸化しないよう、子どもの実態や地域の課題に沿ったものになっているかを常に確認しながら、取組を進められたい。
- ・地域交流事業…子どもを中心とした様々な取組を通して、保護者や地域住民のつながりを深めるための企画を今後も工夫されたい。

まとめ

教職員の指導力向上にむけた研修、仲間づくりの取組を中心に子どもの姿から学びを深める場の形成、出会い学習を通じた社会の中にある人権課題を子どもと共に考える機会の設定など、多くの事業が長年大切にされていることは評価できる。

これらの事業にもとづいた各校の取組が、子どもたちの姿や教職員及び保護者の意識にどのような変化をもたらしているかなどの検証を重ねていただきたい。

2 今後の取組についての提言

子ども同士の世界は、私たち大人社会の縮図であるからこそ、園・学校という教育の場で不条理や偏見に気づける感覚を身につけることが大切である。教育現場では、仲間づくりの手法を基に、子どもたちの人権意識を高めようとし、子ども一人ひとりの暮らしを見つめることを大事にしようと努めてはいる。

しかし、社会情勢が厳しくなっている中、子どもを取り巻く家庭や地域社会が複雑になり、子どもたちの実態が見えにくくなっていることが危惧される。したがって、教職員一人ひとりが厳しい社会の状況や社会の中にある差別の問題に目を背けずに人権教育を推進されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談・支援体制の充実
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**青少年の悩み事相談**…スクールソーシャルワーカー※¹³を1名増員したことは評価できる。生活困窮や虐待など様々な問題について適切に対応するには、依頼があった時だけでなく継続的に見守る必要があるため、スクールソーシャルワーカーの常駐とさらなる充実を強く望む。また、青少年の相談手段として、SNSの導入について検討を進めているとのことであるが、初回の相談だけでなく継続相談がしやすくなるよう、早期の整備に期待する。
- ・**女性相談支援事業**…相談しやすい雰囲気を作られていることは評価できる。高校生以上の男子を扶養しているDV※¹⁴被害者の住居確保や保護命令が出されていない被害者の生活の安定など、なかなか解決しないさまざまな悩みを抱えている人たちが希望を持てるような対応を期待する。
- ・**児童虐待等ネットワーク会議・家庭児童相談事業**…情報共有や初動対応・専門性向上のための研修が持たれていることは評価できる。保育・教育現場で実効性をもたせるには、実例から学ぶことは重要である。計画的にすべての教職員が学べる体制づくりを進められたい。
- ・**勤労者のメンタルヘルス相談事業**…職場のいじめ及びパワハラにより悩んでいる人や退職した人、それがもとでうつ病になった人や自尊感情が低下した人、健康問題のため仕事の継続が難しい人等、労働問題の課題を抱えた人は多いため、相談枠を増やしたことは評価できる。それを生かすためにも、現在、相談窓口につながっていない人が相談してみようと思えるような周知に努められたい。また、それが外国人住民にも届くように、外国人住民向けの発信ツール（ニュースレター等）の活用も検討されたい。
- ・**差別事象への対応**…学校における差別事例が76件報告されていることは差別を見抜き対応が必要であるとの意識が広まっている結果であると思われる。そのことは評価できるが、76件中55件が障がい者の人権にかかわる事象であり、一昨年の46件中34件に引き続き、突出していることは問題である。これに対処するために、教材や資料を学校現場に配布したことは評価できるが、活用されずに放置されている学校もあると聞く。配付だけではなく、実際に起こった具体的な事例を用いた研修会での学びとその報告を進められたい。
また、差別事象が多発している背景について、分析・検証を進められたい。特別支援学級籍子どもとの関わりを「交流」と位置付けてきたことにより、特別支援学級籍子どもの主たる居場所は特別支援学級であるとの認識を生み、すべての子どもを「なかま」として認識しにくくさせ、それが差別の土壌となっていないか、また、狭義の学力向上に教員の労力を費やしてきた結果、子どもの多面的な発達を見守る教職員の目が、数値化できるものに向けられやすくなってはいないか等の多面的な検証を行われたい。
- ・**救急・相談健康ダイヤル事業**…「津市救急・健康相談ダイヤル」等の電話相談窓口と応急診療所の情報が1つのページで見られるよう市ホームページの掲載方法について見直しを行ったことは評価できる。必要時にすぐに該当ページを見ることができるよう、また、本事業の周知を進めるように、トップページから容易にアクセスできるよう、さらなる改善を望む。

まとめ

複雑で多様化した相談・支援内容に対して、関係機関と連携・協力を図りながら進めていることは評価できる。事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかり捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制のさらなる充実を望む。

2 今後の取組についての提言

相談件数の多い事業もあるが、その一方で相談が必要な人が多く潜在していることが推測される事業であっても相談実績に反映されていない事業も見受けられる。

相談可能な具体的な項目を表示することなどにより、自分の抱えている悩みが受け入れられるという安心感をもってもらうことが、相談するか迷っている人の心理的なハードルを下げることにつながる。すべての相談・支援事業が、必要な人に届くための継続的な努力を望む。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）…毎年計画的に学校施設内にエレベーター・多目的トイレの設置を進めていることは評価できる。また、屋内運動場の空調設備設置に関して整備費用、ランニングコスト等の財源を検討し、令和9年夏頃までに市内67校に設置する計画については、予定通り取組が進められることを期待する。
- ・都市公園整備事業、公園維持事業…今回3件の検査を実施しUD適合証が交付されたことは評価できる。今後、海浜公園内陸上競技場改修工事や津城跡（お城公園）整備事業が予定されているが、UD条例の規定に基づいた施設整備に努められたい。
- ・通学路整備事業…通学時や災害時に、側溝整備がされていないと危険であるため、安全に歩行できるよう整備を進められたい。
- ・道路環境整備事業…市民からの通報や道路パトロールにより、問題のあった箇所の整備が優先順位をつけて行われているが、年間の整備数を報告されたい。また、対応状況や進捗状況が市民にもわかるようなシステムの構築を検討されたい。
- ・建築指導関係事業…民間の小規模施設で条例適合率が低い状況が続いているため、民間事業者の理解促進に一層努められたい。
- ・津なぎさまち管理運営事業…乗船券販売窓口の上部にある時刻表及び運賃表を表示したパネルをモニターに交換し、文字も大きく表示内容が見やすくなり、利用者の利便性が向上した。一方で施設が老朽化しているため、今後も利用者が安全に利用できるよう施設管理に努められたい。
- ・スポーツ・レクリエーション事業…各種スポーツ教室の申込書に障がい者も参加できる旨を記載したり、支援の必要性の有無を記入する欄を設け、支援が必要な場合は支援者を配置したりするなど、参加する障がい者一人一人がスポーツやレクリエーションを楽しめるよう工夫されたい。
- ・体育施設・社会教育施設のユニバーサルデザイン化…芸濃総合文化センター内アリーナ、一志体育館の空調設備工事を実施したことは評価できる。多くの市民が健康維持・競技練習・レクリエーション・スポーツ大会・式典等で使用する体育館の空調設備は今や必要不可欠である。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…小・中・高校への学校出前講座（昨年の1.3倍の延べ受講者1,108人）をはじめ、2年目市職員のUD研修や津市行政情報番組「市政ガイド」、公民館や市内の4カ所のイベント会場で一般市民へ啓発できたことは評価できる。普及啓発のために作成した動画については、次年度以降の活用にも期待したい。
- ・各種選挙事業…各投票所においては、投票しやすい環境が整備されているが、今後は、入院中や入所中の方が不在者投票できる施設の登録勧奨を進め、誰もが投票しやすい環境整備を一層推進されたい。
- ・社会福祉施設等整備事業…各施設が老朽化しているため、その修繕が優先事項となっているようであるが、障がい者や高齢者が利用しやすい施設にすることは最優先でなければならず、UDの視点を取り入れた修繕ができるよう予算確保に努められたい。
- ・防災意識の啓発…各避難所に簡易トイレの使用方法について6か国語のポスターを配布していただいたことは評価できる。今後も外国人向けに防災研修会を開催し、自助・共助の重要性を啓発し、外国人同士のネットワーク作りを推進されたい。

まとめ

さまざまな事業で着実にUD化が進められている。今後も必要な予算を確保し、通学路の側溝整備や老朽化した施設の修繕にUD視点で取り組まれたい。外国人には地震の多い日本での生活に必要な知識を持ってもらえるよう、積極的に啓発されたい。

2 今後の取組についての提言

猛暑のなか、体育館での活動（授業・クラブ活動・避難所他）は命の危険もある。津市内67の小・中学校の体育館の空調設備設置予定は令和9年夏頃となっているが、遅滞なく進められるよう期待する。また、新施設の建設の際には、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき整備をするとともに、ハード面だけでなく、企業や地域住民、学校等でUDの考え方や人と人との間に存在する心のバリアを取り除く啓発を推進されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権啓発団体の育成…人権啓発バンド“びりーぶ”の活動を長年にわたり展開していることや小学生との共演ができたことは評価できる。今後も若い世代の参加につながるような工夫に努められたい。
- ・人権ネットワーク事業…子ども実行委員会が主体的に取り組むことが定着していることは評価できる。子どもの発想を生かしながら子どもたちが達成感を味わえる活動を継続していただきたい。
- ・日本語講座事業…日本語指導だけでなく、学力補充あるいは宿題のサポートが個別指導で行われ、学校での学習を補完する貴重な機会となっていることから、事業概要にも学力補充等の記載を追記されたい。現在、夏休み期間中は実施されていないが、必要とする子どもがいることから、夏休み期間中も実施できるよう、スタッフの確保や必要な予算措置を望む。
- ・子ども会育成者団体への補助事業…子どもを取り巻く地域や家庭環境の変化に応じて、子ども会のあり方や活動内容の見直しが必要である。会員ではない子どもの参加も視野に入れた活動内容の検討を望む。
- ・青少年育成市民会議及び育成団体への補助事業…街頭での声掛けは重要であるが、それだけでは把握しにくいところで青少年が犯罪に巻き込まれることへの対応も必要である。闇バイトを見抜けない中高生も多いことから、見抜き方を学ぶ場の提供が必要である。
- ・男女共同参画推進団体等への支援…男女共同参画の取組が進んでいる職場がある一方で、依然として男女共同参画の理念とかけ離れた環境で働かざるを得ない人も少なくない。子どもがいることを理由に女性が採用を断られる事例は、男女格差を象徴するものである。こうした問題に取り組む団体を育成するような支援の在り方を検討されたい。
- ・白山市民会館人権フェスティバル…中高生が主体となって活動できていることは評価できる。自分たちの発表が終わると帰ってしまう児童・生徒とその保護者が、最後まで参加してもらえるようプログラム構成を変更するなど工夫されたい。
- ・人権啓発団体との連携…地域の団体と共に、人権講演会を開催していることは評価できる。地域で人権に取り組んでいる方々の声や思いを少しでも多くの市民に届けることができるよう、講演会の内容や集客の工夫に努められたい。

まとめ

市民活動の組織と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。一方で、参加者や参加団体が減少している事業も見られることから、事業内容が日々の生活に根差したものになっているかどうかの問い直しが必要であると考え。その原因を把握し、新たな取組も検討しながら、意欲的な活動が展開されることを望む。

2 今後の取組についての提言

人権についての法整備は進んでも、日々の生活における人権の状況は、むしろ後退していると感じられる場面も少なくない。例えば就職活動の際に、子どもがいることを理由に採用を断られるのは、多くの場合は女性である。何度も採用を断られた女性が、「女性に権利はあるのか」と憤りを感じたという話をされている。

市民の日常生活の中における人権意識の高揚を図るためにも、地域のさまざまな市民活動組織等と協力・連携して、より積極的な人権施策の推進に取り組まれたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク事業…フィールドワークでは、その地の歴史や人々の生きる知恵等を学ぶことができる。その学びを今後の人権が尊重されるまちづくりに活かせるよう、参加者一人ひとりの意識向上と人権施策の充実に努められたい。
- ・差別事象への対応…インターネット上での差別的な書き込みや差別落書きは、迅速かつ適切な削除要請等の対応を取るとともに、こういった差別の現実を周知・啓発し、差別事象に対処する施策のさらなる充実に期待する。また、教育現場での差別発言等については、当該学年だけではなく、学校・地域の課題とみなす視点に立った取組を子ども・保護者と共に、一層推進されたい。
- ・人権・同和問題補助事業…同和問題の解決を目指す市民の取組に対する支援は評価できる。今後も各地域の歴史と実態に合った取組をより一層推進できるよう支援されたい。
- ・隣保館運営事業…部落差別解消に向けて、地域住民支援の拠点として、それぞれの隣保館で工夫した取組が行われていることや相談業務にも積極的に対応されたことについては評価できる。地域住民の生活実態やニーズを把握するためにも、さらなる職員の対応能力の向上を図られたい。
- ・識字学級…少人数であっても識字を必要としている人に学びの場を提供していることは大切なことである。しかし、住民にこういった場があることの周知には、まだまだ継続的な工夫が求められる。また、識字学級に参加しにくい差別の実態をつかむことや、外出が難しい高齢者等のニーズの把握に努められたい。
- ・部落差別解消推進法関連事業…様々な機会に部落差別解消推進法について周知されていることについては評価できる。しかし、この法律ができて10年が経過したが、法律の内容を理解している人は多くない。昨年度の差別事象もふまえ、一層、市民への人権啓発を図られたい。
- ・職員人権研修事業…行政職員が人権意識を高め、市民への対応にあたることは、地方公務員として欠かせないことである。そのためにも様々な人権問題についての学びは必要であるが、同和問題に対して職員がどのような意識を持っているのか、また、他の人権問題から得た学びをどのように同和問題への対応に活かしたのかなどの把握にも努められたい。
- ・地域人権学習会…地域の高齢化や参加者の偏りなどもみられるが、各地域が大切にしたい独自の工夫がみられるのは評価できる。今後も地域の課題を住民とともに学び合えるよう推進されたい。

まとめ

様々な人権問題が複雑に絡み合う中で、同和問題の解決に向けた施策から、人権施策が出発したことを再確認するとともに、それぞれの取組が部落差別解消に向けた市民の意識にどのように反映できたかなどの検証も今後進められたい。

2 今後の取組についての提言

平成28年に施行された部落差別解消推進法から10年になるが、残念ながらインターネット上での差別的な書き込みや、まちがった情報の拡散などが後をたない状況である。一方で、市民の中には、「部落差別はもうなくなったのでは…」「過去の問題だ」「自分は差別していないから…」などといった捉え方もある。こういった意識が平成29年度の市民意識調査からどのように変化しているのか、10年が経つ令和9年度の意識調査の中で実態をつかんでいく必要がある。そして、何よりも「人権」が市民の日常生活の中に溶け込んだ意識となるよう、啓発の在り方や事業の成果の検証を進めながら、各事業に取り組まれたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・子育て支援事業・地域子育て支援拠点事業…子育て広場事業は少子化に加えて、低年齢からの就園を希望する家庭が多くなっているために、参加者の減少が課題となっているが、子育ての悩みを受け止めてほしい保護者にとっては必要な居場所となっている。開催日の拡充や父親の育児参画を促す家族参加型イベントを年6回に増やしたことは評価できる。参加者のほとんどが0～2歳の親子である現状に対応して、保護者が孤立しないよう寄り添った支援を行うために、今後も支援内容の工夫が必要である。継続して関われる職員の体制を整え、支援者の人材育成と支援内容の更なる充実を図られたい。
- ・学級支援サポーター※15 事業・スクールカウンセラー※16 活用事業・青少年の悩み事相談・家庭児童相談事業…不登校やいじめなどが増えており、直接児童・生徒に関わる学級支援サポーターやスクールカウンセラーが果たすべき役割は大きい。子どもが悩みを相談しやすくなるような環境づくりが必要であるため、カウンセラー等が常駐できる体制の構築を望む。家庭児童相談では家庭の問題にとどまらない福祉、教育、保健、医療、住まい、労働などさまざまな社会課題が背景にある相談に対して、関係機関と連携を図り、必要に応じて専門機関に繋げ、虐待の防止に努める必要がある。相談しやすい体制の構築と子どもがアクセスしやすいツール（LINE等）の工夫を望む。また、相談員の資質向上のための研修を充実されたい。
- ・児童虐待防止等ネットワーク会議・地域における子育て支援の充実…児童虐待防止等ネットワーク会議の開催により、関係機関相互の情報の共有及び連携の強化が図られていることは評価できる。児童虐待の早期発見と防止の観点から、日常的に地域の多くの人が子どもたちを見守ることができるような体制づくりと、相談しやすい環境を整える必要がある。個々の職員のスキルアップに努め、相談機能の強化を望む。また、子どもの居場所支援は今後の課題となっている。地域の実情に合わせた連携のもとに、中高生等幅広い世代が自主的に安心して活動できる居場所づくりに努められたい。
- ・病児・病後児保育事業の充実…病児・病後児の預かり施設は現状市内4カ所あり、令和6年度はそのうち1施設においてスタッフの人員不足のために開設日数が減り、利用者は大幅に減少したが、令和7年度はそれが解消された。しかし、定員が限られているため、利用者にとって安心して利用しやすい状況となっていないことは課題である。働く保護者が増加しているため、事業の周知と希望する保護者が安心して利用できるよう、人員の確保や受け入れ施設の拡充を望む。
- ・放課後児童クラブ育成及び支援…利用児童数の増加に伴い、狭あい化を解消するために津市公共施設等総合管理計画に基づき幼稚園や学校施設の活用と新築施設の建造整備により児童が安全で安心して過ごせる居場所の確保ができたことは評価できる。一方で、児童一人当たりの専用区画面積が条例で定めるおおむね1.65㎡を下回る施設もあるため、早急に狭あい化解消に取り組まれたい。また、子どもにとって安全に過ごせる場所であるとともに、人権に配慮された居場所となるように、施設面の改善だけではなく、職員・支援員の確保や研修の充実にも努められたい。

まとめ

今年度も子どもの人権に関わる多くの事業が実施された中で、改善を重ね、より充実した取組を行っている事業については評価できる一方で、以前の取組を踏襲しているだけの事業については、現在の子どもが置かれている社会状況に合わせた事業内容や取組の工夫を望む。

また、子どもの権利に関わる全ての事業は、子どもの主体性を大切にして、子どもの自尊感情を醸成し擁護するものであるという目的を念頭に進められたい。

2 今後の取組についての提言

全国の小中高生による自殺者数は538人（令和7年度厚生労働省）、不登校は35万3970人（令和6年度文部科学省）、いじめの認知件数は76万9022件（令和6年度文部科学省）であり、それぞれ過去最多となっている。また、児童虐待相談対応件数は22万3691件（令和6年度こども家庭庁）と増加していることから、多くの子どもたちが生きづらさを抱えている現状がうかがえる。子ども基本法ができたことで、子ども施策の大きな転換期になり、ようやく子どもの権利が注目されるようになった。津市においても子どもの声をきく施策や居場所づくりも始まっている。改めて子どもの育ちを地域社会で見守ることの重要性を感じる。保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められている。子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていくためにも、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる「津市子どもの権利条例」が制定されることを切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施…定例の校長会において、ハラスメント防止をはじめとした教職員の服務規律遵守の徹底及びコンプライアンス意識の向上への取り組みについて注意喚起を行っていることが報告されているが、アンケートにおいて、教職員の無意識・無自覚な行為で児童生徒が不快に思うような事案が判明したことは深刻に受け止めるべきである。研修ではコンプライアンス意識の向上は大事であるが、事例から学び、自分の考えや職場の実体験をアウトプットできるような研修の工夫を望む。また、新規採用職員の研修はもちろんのこと、中間管理職等に対する研修にも努められたい。
- ・教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実…男女格差をはじめ、今日の社会状況において女性が置かれている厳しい現実や、社会の中にある意識や仕組みにより女性の自立が阻まれている状況を変えていくには、学校での女性の人権に関する教育が何よりも重要だという認識を教職員が持つべきであるにもかかわらず、教職員の「女性の人権にかかわる講座」の参加数が25名と少ないことは非常に問題である。すべての教職員が参加できるよう開催方法と講師の選定を工夫しながら女性の人権に関わる講座の開催を今後も継続されたい。
- ・各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大…令和8年4月1日付け新規採用者において、女性職員の割合は約44%（昨年比22%減少）であった。一方で、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組としては、令和8年4月1日付け人事異動において、課長級以上の女性職員の割合が18.8%（昨年比1.6%増加）となり、津市特定事業主行動計画^{※17}の目標18%を達成したことは評価できる。国の目標値30%（第6次男女共同参画基本計画, 内閣府男女共同参画局）に近づくようにこれまで以上に積極的な女性管理職の登用に努められたい。女性が育児、介護の中心である実態は変わっていないことから、男女ともに子の誕生や子育て、介護を経ても長く仕事を続けていける体制が整備されることを望む。
- ・審議会等への女性の登用促進…令和8年3月31日時点で76の附属機関のうち女性委員の占める割合は、26.6%で昨年度とほとんど変わっていない。女性の登用率が40%を超えるよう推薦依頼団体への働きかけが必須であるが、女性比率を上げていくためには、女性の意見や声を社会に反映させていくことの重要性を地域全体に届けるとともに、各審議会でも積極的に話題にすべきである。また、公募委員が属する附属機関では女性比率が高くなっていることから、各附属機関における公募委員の拡大についても検討するとともに審議会委員等の選出にあたっては、各担当部署が審議会への積極的な女性の登用に努められたい。さらに、各種団体等に対して積極的に女性の推薦を依頼してもらっているが、推薦依頼団体内部での女性の割合を増やしてもらうことが重要である。さらに女性登用率の数字の見える化を推進されたい。
- ・相談事業の充実…市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方など身の回りのさまざまな問題に対して相談事業を実施し、弁護士・専門カウンセラーによる電話・面談での無料相談を行い、問題解決に向けた支援を行っている。弁護士相談については令和5年度途中から、対象者を男女共同参画に関する法律相談内容に限定したため全体的に利用者数が減少している。さらにカウンセラー相談についても全体的に相談数が減少した。潜在的な希望者は多いと思われることから、制度の周知に努められたい。
- ・妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実…安心して出産できる病院が少なくなっている中、妊婦や育児期間中の母親が安心して相談できる場があることはとても重要である。必要に応じた産後ケアや育児支援を行っていることは評価できる。保健師の資質向上に努められたい。

まとめ

女性の人権についてさまざまな事業が行われていることは評価できる一方で、課長級以上の女性職員の割合、審議会委員等に占める女性の割合はともに低く、女性登用にに向けた一層の努力が必要である。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような取組に期待する。

2 今後の取り組みについての提言

男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組が進められているが、ジェンダー・ギャップ指数^{※18}は変わらず低い状況が続いている。男女雇用機会均等法の施行により法的枠組みは整備されてきたものの、実態は男女の賃金格差が依然として大きい。また、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口は設置されても、実際は相談しにくい状況が伺われることから、報告に上がってこない潜在的なハラスメントは多く存在していると思われる。ハラスメントをなくすためには、何がハラスメントにあたるのかをあらゆる人が理解する必要がある。また、教職員の児童生徒への無自覚なハラスメント行為は根絶させなければいけない。今後も積極的に取り組むべき課題、社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すべく、女性の人権施策を進めていただきたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・総合的な学習等における障がい者理解の教育推進・人権学習推進事業…特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもへの見方を振り返る教材を作成し、子どもたちが絵本の教材を見て、障がいへの理解を深めるきっかけ作りとなったことは評価できる。ひとりひとりの子どもの違いを認める学級づくりに反映できるよう努められたい。
- ・特別支援教育研修…「津市版特別支援教育ハンドブック（改訂版）・（別冊）」を活用し、全ての教職員が多様な障がいの特性と支援のあり方を理解できるような研修会を開催されたい。
- ・障害福祉サービス及び地域生活支援事業…津市基幹障がい者相談支援センターへの相談件数は2,917件、津市地域障がい者相談センターへの相談は7,878件と多くの相談に対応していたことは評価できる。今後も相談者に寄り添った対応が出来るよう職員の研修に努められたい。
- ・障がい者に関する啓発活動推進事業、障がい者団体活動補助助成事業…障がい者団体への補助金は、津市社会福祉団体活動補助金交付要綱に基づいて、社会参画に資する活動内容かどうか内容を精査した上で交付し、透明性を確保するよう努められたい。
- ・意思疎通支援事業…手話通訳者の派遣件数は増加していますので、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を今後も継続するために、実際に派遣が可能な登録者を増やすよう努められたい。
- ・声の広報、点字広報発行事業及び点字シール貼付事業…利用者は伸び悩んでいるが、視覚障がい者の社会参加と自立促進の為の情報保障であるため、事業の周知を工夫して今後も継続されたい。
- ・障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーション事業…ジョギング・ウォーキング種目において、競技用車椅子を除く車椅子で参加可能にしたことは評価できる。今後は参加者数が増えるよう、その周知に努められたい。
- ・地域防災情報通信システム整備事業…毎年、広報津への掲載やFM三重による放送を通じて周知していることは評価できる。今後も地域での防災学習会やイベント会場での周知を継続されたい。
- ・避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進…157名の個別避難行動計画作成希望者については、該当自治会等に依頼し早急に作成を進められたい。
- ・障害者差別解消法の啓発等…障害者差別解消法について、職員研修による周知は評価できる。一方で市民への周知が十分でないことは課題であるため、ホームページだけでなく広報津への啓発記事の掲載や津市行政情報番組「市政ガイド」での啓発等を強化する必要がある。
- ・津市ごみ出しサポート収集事業…対象世帯を拡大し、今後利用者は増加すると見込まれる。令和6年度から開始された事業で、まだまだ知らない市民も多いと思われるため、広報津やホームページでの周知を工夫されたい。また、ごみ出しサポートは該当者の見守りの役割も果たしていることから、戸別訪問をしている世帯については、民生委員と情報共有し、声掛け等を実施されたい。

まとめ

障がい者の人権については様々な施策が実施されている。今後も相談者には寄り添った対応に努められたい。また、いつ起こるかわからない自然災害に備え、避難行動要支援者の個別避難計画作成については、自治会等任せにするのではなく、支援しながら進めるよう努められたい。さらに有事の際に命を守るためには、個別計画を作成するだけでなく、その後の避難訓練も必要である。

2 今後の取組についての提言

障がいを「医学モデル」と「社会モデル」を統合した「統合モデル」という概念でとらえ、障がい者の社会参加を推進していくことで、障がい者の意欲が向上し、充実した人生につながる。また、障がい者のニーズには個別性があり、成長過程で支援内容も異なる。さらに、高齢になると、障がいだけでなく、疾病や認知症も発症する恐れもあり、複合的な配慮や支援が必要である。障がい者を支援する担当課だけでなく関係機関と連携を図りながら、障害の有無に関わらず、一人の人間として尊厳のある生活が送れる社会をめざし、取組を推進されたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **配食サービス事業**…高齢化が進み、利用者数は今後も増加すると思われる。配食サービスは調理が困難な高齢者に、栄養バランスのとれた食事を提供することのみならず、見守りなど利用者の安否確認等の意味合いを持つとても重要な事業である。全ての地域で、全ての希望者にサービスが提供されるよう、事業者の確保と配達エリアの拡大に努められたい。
- ・ **緊急通報装置事業**…一人暮らしの高齢者にとって緊急時の安心・安全につながる事業であることから、制度の周知に努められたい。協力員が2名以上いなくても利用できるよう、柔軟な対応で利用者の拡大に努めていることは評価できる。
- ・ **市スポーツ教室事業**…高齢者でも参加できる教室を30教室開催し、多くの高齢者の参加があったことは評価できる。高齢者の体力向上や健康づくり、フレイル※19予防につながる有効な事業であるため、高齢者がより参加しやすくなるような事業内容や周知の工夫に努められたい。
- ・ **地域支援事業**…各地域の地域包括支援センターが主となり、高齢者の相談や支援、虐待防止、権利擁護、介護予防事業等のマネジメントを行うだけでなく、津保健所や障がい福祉課、援護課等とも連携して、さまざまな課題を抱える世帯の包括的な支援に向けた連携体制の強化を図ったことは評価できる。今後も他部署と連携し、包括的な支援に努められたい。
- ・ **健康教育事業・健康相談事業**…地域のサロンや自主グループ等からの依頼により出前健康教育や健康相談を実施したことにより、高齢者の生活習慣病やフレイルの予防、健康の保持増進等に繋がっている。初めて依頼を受けたサロンや自主グループが21件あったことは事業の広がりを示すものであり評価できる。今後も事業の周知と内容の充実に努められたい。
- ・ **地域防災情報通信システム整備事業**…スマホやパソコンが苦手な高齢者も多いことから、電話応答サービスや緊急告知ラジオ貸与事業等は防災上のセーフティネットとして重要である。事業を知らない高齢者も多いと思われることから、周知に努められたい。
- ・ **避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成促進**…避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成は以前よりも進んだようであるが、自治会や自主防災組織など避難支援に携わる側の理解が進んでいないことを懸念している。避難支援等に携わる方への研修や働きかけに努められたい。
- ・ **津市ごみ出しサポート収集事業**…ごみ集積所へごみを出すことが難しい高齢者を対象に、個別収集を実施していることは高齢者世帯の見守りも兼ねており、評価できる。今後利用者は増加すると考えられるため、支援を必要とする全ての高齢者に対応できる体制となるよう努められたい。

まとめ

高齢者が生きがいを持って、安心・安全な生活ができるよう、さまざまな事業に継続して取り組まれていることは評価できる。対象となる高齢者の中には、こうした事業を知らない方も多いと思われることから、事業の周知を工夫するとともに、さらなる内容の充実に努められたい。

2 今後の取組についての提言

高齢化が進み、今後、高齢者世帯や身寄りのない高齢者等はますます増加すると予想されることから、高齢者向け施策の重要度は、より高くなっていく。高齢者の生きがいや安心・安全につながる施策を数多く実施してもらっているが、情報が行き届かず制度の狭間で取り残される高齢者が出ないように、さらなる取組みの充実に期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権
■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…在留期間更新手数料の値上げが見込まれていることや在留制度の運用の厳格化により、在留資格を失う外国人住民が増えることが懸念され、事前の対応が必要である。対応が必要な人に先を見越したアドバイスを行うよう努められたい。
- ・ごみ排出マナー啓発事業…ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は多言語で利用でき好評である。転入時にインストールや設定のサポートをすることでさらに利用が進むと考えられる。分別説明文にインドネシア語とネパール語を追加したことは評価できる。
- ・学校へ行こう！in 津市…経済的支援制度の紹介が、外国につながる保護者の不安をやわらげていることは評価できる。高校生等奨学給付金は対象者が広まり、低所得の家庭の子どもが受けやすくなっている。経済的な理由で進学を諦めることのないように、説明会等で関係者へ周知されたい。
- ・ホームページ整備運用事業…リニューアルに際して、当該ページの翻訳言語を選択した際に、ページ遷移せずに翻訳をできるようシステムが改変されたことは大いに評価できる。今後は、誤訳や誤解を生むことを防ぐために、誰もがわかりやすい日本語表記に留意すべきである。そのためにも、わかりやすい日本語表記について各課が研修する機会を設けられたい。
- ・多文化共生事業・日本語教室…地域の日本語教室に子どもが参加する場合、日本語指導だけでなく、学力補充や宿題のサポートが個別指導で行われ、学校での学習を補完する貴重な機会となっている。夏休み中の実施についても、継続されたい。また、参加を検討している人に対して内容や雰囲気がかかるような発信に努められたい。
- ・防災意識の啓発・避難所標識等設置事業…指定している施設に設置している表示シールの言語にベトナム語を追加したことは評価できる。災害時、高齢化が進んでいる地域では、若い外国人住民が地域の大きな力となることがある。共に助け合える体制づくりを進められたい。
- ・ヘイトスピーチ解消法の周知・啓発…ネット上では外国人に対するヘイトスピーチが横行している。法律内容の理解に留まらず、具体的に何がヘイトスピーチに当たるのかを周知する必要がある。周りに流されず自分の認識に基づいて判断できる人権意識を養うことができるような機会を工夫されたい。

まとめ

様々な課で新たな言語での発信や相談が行われるようになってきたことは、評価できる。また、ホームページのリニューアルに伴い、外国人住民や外国人を支援する日本人にとっても使いやすい設計となったことは大いに評価できる。長年の取り組みにより、外国人住民を市の構成員としてとらえる姿勢が定着してきたと考える。外国人にわかりやすい発信に努めることは、日本人にもわかりやすいものとなる。今後も多様な住民を視野に入れた施策を推進されたい。

2 今後の取組についての提言

1989年に入管法が改正されて以降、津市においても外国人住民が増加してきた。当初は、日系人など身分による在留資格での受入れが多かった。帯同した子どもや日本生まれの子どもたちも成長し、今後も日本で生活していくことを前提に生活設計をしている家族が多い。

しかし、2010年代になると、就労を目的とする在留資格による受入れが増加し、日本語指導が必要な子どもたちも増加していることから、家族滞在として在留する子どもたちが増えていると考えられる。この場合、在留は保護者の仕事によって得られているため、保護者の仕事が継続できなくなった場合には、滞在そのものが不安定になり、在学中の子どもに与える影響が大きい。

本年、在留期間更新等に係る手数料を見直す法改正が行われ、本年度中に政令による大幅な値上げが決定される見通しが強い。この値上げにより、手数料が払えず非正規滞在になる可能性がある家族も少なくない。日本での生活を続けることを前提とした生活設計が崩れる可能性もあることから、各相談窓口や学校、各課において外国人住民や外国人児童生徒に関わる職員が、不安要素のある家庭に対して、先を見越した対策を促すアドバイスをする必要がある。

また、就学している外国人の子どもそれぞれの今だけを見つめるのではなく、先を見据えた言語指導や進路指導に努められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・犯罪被害者等支援事業…職員が県主催の研修等、ケーススタディ形式で犯罪被害者支援について学ぶ機会を持ち、職員の相談スキルの向上を図っていることは評価できる。今後も、市ホームページや広報津などで事業の周知啓発を行うとともに、みえ犯罪被害者支援センター等と連携して、犯罪被害者やその家族に丁寧で寄り添った支援を行うよう努められたい。
- ・人権啓発推進事業…ハンセン病やインターネットと人権をテーマに市民人権講座が開催され、多くの市民が参加したことは評価できる。さまざまな人権課題について、市民が正しい理解や認識が持てるよう講座等の開催や啓発に努められたい。
- ・応急診療所管理運営事業…季節性インフルエンザ等の流行に備え、年末年始の昼間の受診において、医師を1名から2名に増員したことは評価できる。外国語による受診票の導入を進めているとのことであるが、患者の受診票に症状等があらかじめ記載されることは、医師による適切かつ迅速な治療に繋がることから、早期の導入に期待したい。
- ・差別事象への対応…インターネット上の差別書き込みについては、県や法務局と連携し速やかに削除要請をするなどの対応に努められたい。また、教職員向け研修資料及び子どもたちとともに考え合うための教材を作成し、園や学校に配付したことは評価できるが、園や学校において配付された資料が有効活用されるよう、支援や助言にも努められたい。

まとめ

犯罪被害者に対する支援窓口や応急診療所の設置は、市民の安心・安全につながる重要な施策であり、どちらも担当部署の努力によって利用者に寄り添った支援や内容の充実が図られていることは評価できる。多くの市民に制度が周知されるように努めるとともに、さらなる施策の充実に努められたい。

2 今後の取組についての提言

スマートフォンの普及により、インターネットがより身近なものとなり、私たちの生活は便利になった反面、インターネット上では個人や特定の属性を有する人々の集団を攻撃する誹謗中傷や差別的な書き込みが後を絶たない。ハンセン病やインターネットと人権をテーマに市民人権講座が開催されたが、市民に対するこうした地道な啓発が差別事象を無くしていくことに繋がると期待する。ネット上での差別的な書き込みに関しては、県や法務局と連携して削除要請を行うなど迅速な対応に努められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：新たに位置付ける人権課題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発の実施…11月の「女性に対する暴力を無くす運動」に合わせて、市担当部署窓口や図書館へのポスター掲示及びチラシ配布を実施し、DVやハラスメント防止に関する市民への啓発に取り組んだことは評価できる。DVやハラスメント防止の取組については、相談支援と啓発活動をより効果的に推進するため、こども家庭センターをはじめとする関係機関との連携及び情報共有を一層強化し、支援体制の充実を図られたい。さらに、近年はSNSやオンライン上でのコミュニケーションに起因する新たなハラスメントに関する課題も生じていることから、デジタル環境を含めた人権意識の向上と適切な行動規範の浸透に向けた取組の推進に期待する。
- ・セクシュアル・ハラスメント等相談事業…市職員を対象とした相談については、対面に加え、メールや電話による相談体制を整備するとともに、相談内容に応じて同性職員が対応するなど、相談しやすい環境づくりに努められたことは評価できる。ハラスメントに関する問題が潜在化している可能性もあることから、引き続き相談窓口の周知や研修の充実を図り、ハラスメントを見逃さない組織風土の醸成に努められたい。
- ・多様な性に関する啓発…性的マイノリティの人権をテーマとした市民人権講座の開催をはじめ、企業訪問や職員研修における啓発、リーフレットの配架など、さまざまな機会を活用して理解促進に取り組んだことは評価できる。特に、市民人権講座や職員研修の参加者から多様性や固定観念について考え直す意見が寄せられるなど、多様な性に関する意識啓発につながる成果が見られた。今後も、多様な性への理解と配慮が社会全体に広がるよう、継続的かつ効果的な周知・啓発に取り組まれたい。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進・避難所運営委員会の体制整備・備蓄品の整備…防災会議委員の女性比率が16%と低いことは課題である。女性の視点を取り入れた防災対策が推進されるよう、女性比率の向上に努められたい。また、避難所運営や防災備蓄品の確保等については、スフィア基準を満たすよう努められたい。
- ・子どもの貧困対策のための体制整備事業…「津市こども計画」に基づき、こども家庭センターを一元的な相談窓口として運営し、関係部署や関係機関との連携による支援体制の充実に取り組んだことは評価できる。また、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等への学習支援を継続するとともに、津市社会福祉協議会と連携し、こども食堂等の居場所づくりに向けた支援体制の構築を進めたことは、評価できる。今後も子どもの貧困に対する市民の理解を深める啓発を進めることで、支援が必要な家庭の早期発見や適切な支援につながる地域づくりに取り組まれたい。
- ・生活保護事業…生活保護制度の適正な運用と被保護者の自立支援を進めるため、助言や指導の趣旨について被保護者の理解が得られるよう、より丁寧な説明と信頼関係の構築に努められたい。
- ・生活困窮者自立支援事業…相談者の尊厳やプライバシーに配慮しながら、関係機関との連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んだことは評価できる。引き続き関係機関との連携を強化し、相談者に寄り添った支援体制の充実を図られたい。
- ・性的指向・性自認に関する研修の充実…教職員を対象とした「多様な性のあり方にかかわる講座」を実施し、当事者の経験に基づく講話を通じて、多様な性への理解促進と人権意識の向上に取り組んだことは評価できる。教職員が正しく理解、認識しないと子どもたちへの適切な指導はできないことから、教職員への一層の研修に努められたい。

まとめ

ハラスメント防止対策や、子どもの貧困対策、生活困窮者への支援など新たに位置付ける人権課題への対応を強化し、これらの課題に対し関係機関と連携しつつ、啓発事業と支援体制の充実を図っていることは評価できる。今後も誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指されたい。また、性的指向・性自認についての市民人権講座の開催や、職員人権研修での動画視聴や北朝鮮当局による拉致問題のポスターの掲示等を行ったことは評価できる。今後は、多文化共生の推進、ヤングケアラー※20 支援、孤立・孤独対策等、他の項目についても人権啓発を進められたい。

2 今後の取組についての提言

ハラスメントや性的指向※21・性自認※22をはじめ、災害と人権、貧困問題、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題に関する人権課題について、市民が正しい知識と理解を深められるようパンフレット等を作成し、それらを活用した情報発信の充実を望む。「津市人権施策基本方針」に位置付けられたこれら6つの人権課題については、関係課との連携を強化し、市民人権講座等の機会を活用しながら、幅広い世代への啓発を進められたい。

今後も、多様化・複雑化する人権課題に適切に対応し、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けた取組を継続されることを期待する。

用語解説

※1 人権文化クリエイター

広域性・地域性に対応した人権教育を推進するために教育委員会や教育事務所に配置される指導主事のこと。

※2 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した者で、幼児教育施設等へ訪問し、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う。

※3 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

普遍的（ユニバーサル）なデザインのことで、誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事、情報等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※4 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月16日に施行された法律。部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を定めている。

※5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※6 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日に施行された法律。国・地方公共団体等や、会社などの事業を行う者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を伝えられた場合における合理的配慮の提供を定めている。

※7 タガログ語

フィリピンの公用語（フィリピンの公用語は英語とタガログ語）。

※8 ハイスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進することを目的として、平成28（2016）年6月3日に施行された法律。相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等を基本的施策として定めている。

※9 ハンセン病

らい菌により末梢神経と皮膚が冒される感染症。遺伝病ではなく、感染力の弱い病気ではあるが、治療法がない時代は、顔面神経麻痺や指先の欠損、変形などの後遺症が残ることがあった。昭和18（1943）年に特效薬が開発されたが、平成8（1996）年の「らい予防法」廃止まで90年間も隔離政策が続けられた。

※10 ジェンダー

生物学的な性差ではなく、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という社会の中でつくられたイメージや役割分担のこと。

※11 性的マイノリティ

レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等、性のあり方が少数派の人びとを広く表す総称。

※12 SNS

Social Networking Service の略。インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の公開ページやネットサービス。よく使われるサービスとして、フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム等がある。

※13 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るためのコーディネーター的な存在。教育と福祉の両面で専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等を有する。

※14 DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある（または親密な関係にあった）者から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的なものなどを含む。

※15 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う市の特別職、非常勤、嘱託職員。

※16 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※17 津市特定事業主行動計画

津市が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めた計画のこと。市では、課長級以上職員に占める女性割合を令和12年度までに22%以上（令和7年度までに18%以上）にすること、また、計画期間中に女性職員の育児休業取得率を100%に、男性職員の2週間以上の育児休業取得率を85%にすることを数値目標として定めている。

※18 ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが発表している各国における男女格差を測る指数の一つで、経済、政治、教育、健康の4分野14項目の要素から構成されている。2026年9月発表時点で、日本は145カ国中117位。

※19 フレイル

年を取って体や心の働き、社会的な繋がりが弱くなった状態のこと。フレイルを放置すると要介護状態になる可能性があることから、フレイルに早めに気づき、適切な取組を行い、その進行を防ぐことが重要とされている。

※20 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響を及ぼすことがある。

※21 性的指向

人の恋愛や性的な関心がどういう対象に向かうのかを示す概念。

※22 性的指向・性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなジェンダー・アイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

津市人権施策審議会委員名簿

任期：令和7年1月10日～令和9年1月9日

氏 名	所属団体・職名等
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表
浅田 順子	津市老人クラブ連合会副会長（女性部長）
伊藤 好幸	公募委員
金子 誠子	公募委員
川口 節子（副会長）	元三重県人権施策審議会会長、元三重県教育委員長
楠本 孝（会長）	元三重短期大学法経科教授
佐藤 ゆかり	公募委員
杉平 幸恵	連合三重津地域協議会 事務局長
鈴木 圭子	津市人権・同和教育研究協議会副会長（会長代行）
高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
田中 武士	三重短期大学生生活科学科准教授
谷口 美子	津子どもNPOセンター事業担当者
中嶋 宏行	津市身障者福祉連合会理事
長島 りょうがん	公募委員
原田 朋記	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員
平田 政敬	津市民生委員児童委員連合会副会長
前川 正和	津人権擁護委員協議会津地区委員会委員
岡田 貴幸	津地方法務局人権擁護課課長
山本 律	三重県児童養護施設協会監事 （児童養護施設 聖マッテヤ子供の家施設長）

【五十音順、敬称略】